

★令和5年度 大雨により家屋が半壊以上の被害に遭われた方へ

後期高齢者医療 一部負担金〈病院の窓口負担金〉の減免について

今回、罹災証明で「**住家が床上浸水**」以上の判定が確定された方が対象です。

- ・病院に行っていない方や、重身医療の対象者は必要ありません。
- ・非課税・課税は関係ありません。

【申請書類】後期の被保険者ごとに必要なです。

- ① 一部負担金減免及び徴収猶予申請書
- ② 生活状況等申告書（裏面の世帯の収入等の記入は必要ありません）
- ③ 同意書
- ④ 罹災証明（写し）

◎申請用紙の配布、申請受付は、市役所保険年金課、下津行政局、各支所・出張所で行います。また、海南市のホームページでも申請書をダウンロードいただけます。郵送での申請も受け付けております。

※ 広域連合で審査決定後、減免証明書等が交付されます。

【減免期間】

申請日の翌月以降の6か月以内。（半壊の場合、5割減額）

※指定難病や特定疾病などで、一部負担金の減額を受けている方は、実際のご負担額に変更のない場合があります。

お問い合わせ

海南市役所 保険年金課 保険給付班

(073) 483-8404 (直通)